

(写)

令和5年3月13日

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志 様

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護

「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して
東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて（回答）」について

令和5年3月9日付で貴職よりいただいた「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて（回答）」（以下、「貴職回答文書」と記載）に関し、下記のとおり伺いますので、ご回答をお願いいたします。

記

I. 協議を開始することに対する貴県の了解について

令和5年3月8日付で当社より貴職に差し上げた「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて」（以下、「当社文書」と記載）では、工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策（以下、「B案」と記載）に関して、以下の1～3を前提として東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力RP」と記載）と協議を開始することについて、貴県の了解をいただきたい旨を伺っておりました。

しかし、貴職回答文書には、当社からの伺いに対するご回答が記載されていないので、改めて、貴県の了解についてのご回答をお願いいたします。

1. B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量が大井川に戻す方策として、工事の一定期間（約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること。
2. B案は、永続的に行うものではなく、東京電力RPの水利権には影響を与えないこと。
3. 協議の内容には、高速長尺先進ボーリングからの湧水に対してB案を適用することも含むこと。



Ⅱ. 協議を開始することに対する流域の関係者の了解の確認について

当社文書に、流域の関係者に対しても、前述の1～3を前提として東電RPとB案の協議を開始することの了解について確認を行っていくため、ご承知おきいただきたい旨を記載しておりましたが、貴職回答文書では、平成30年8月に設立された大井川利水関係協議会の規約に基づき、協議会々員へ個別に了解を確認することは遠慮してほしい旨が示されました。

当社は、昨年4月にB案を貴県の地質構造・水資源部会専門部会にご提示した後、流域の関係者にも個別にご説明し、様々なご質問にお答えしてまいりました。また、昨年7月に作成した、大井川の水資源に関する当社の取組みをまとめたパンフレット・リーフレットについても、関係者に個別にお知らせし、ご意見をいただきました。その後も関係者とコミュニケーションを行う中で、理解が深まったとの声や、B案に対する期待の声を多くいただいております。

このように、これまでも関係者と個別にコミュニケーションを行うことに努めてきております。今回の東京電力RPとB案の協議を開始することの了解の確認についても、個別に関係者の率直なご意見を伺いつつ、ご関心を踏まえた双方向のコミュニケーションを行うことが、ご理解を深めていただくことに繋がると考えております。

加えて、昨年10月に開催された、国土交通省の第17回「リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議」終了後の取材において、貴県中央新幹線対策本部長である難波理事（当時）が「直接JR東海さんが各市町に行くことについて、私たちが止めているわけでも何でもありませんし、実際にはJR東海さん、いろいろと接触されているのではないかと思いますので、そういう接触されるのはいいのではないかなというふうに思います」と発言されたと承知しております。

以上を踏まえ、当社が個別に関係者の率直なご意見を伺いつつ、ご関心を踏まえた双方向のコミュニケーションを行うことの可否について、改めて貴職の見解をご教示ください。

繰り返しとなりますが、個別に双方向のコミュニケーションを行うことが、関係者にご理解を深めていただくことに繋がると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上